

令和4年5月31日
自動車局 整備課
車両基準・国際課

「不正改造車を排除する運動」の強化月間が始まります

～ 車の不正改造は、事故や環境悪化を引き起こす犯罪です ～

国土交通省では『不正改造車を排除する運動』として、関係省庁・団体¹と連携し、不正改造を「しない」・「させない」ための啓発活動を行っております。その一環として、各地方運輸局等が定める「強化月間」が6月1日から始まり²、街頭検査の実施など、安全・安心な車社会形成のための徹底した取組みを行います。

1 別紙1に記載； 2 強化月間...6月：運輸局、10月：内閣府沖縄総合事務局

1. 不正改造を「しない」・「させない」ための啓発活動

- 政府広報ラジオCMにおける啓発。JFN系全国38局ネットで放送予定
- ポスター及びチラシ(別紙2～4)等の貼付、配布及びSNS等への掲載等により、積極的に広報を実施。
- 全国のバス事業者の協力による、バス車両前面への広報横断幕の掲示。

2. 不正改造車を排除するための街頭検査の実施

- 警察機関、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会等と連携した街頭検査を全国各地で実施し、違反車両に対して整備命令を発令。

3. 不正改造車に関する情報収集等

- 運輸支局等に「不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口」(別紙5)を設置し、通報があった情報をもとに、不正改造車ユーザーへ改善・報告を求める。

バス車両へ広報横断幕の掲示



道路等の電光掲示板を活用した広報



不正改造車を排除する街頭検査の実施



【問い合わせ先】自動車局整備課 藤埴・渡部(運動全般に関すること)

TEL:03-5253-8111(代表)(内線:42412)

自動車局車両基準・国際課 河村・伊藤(排出ガス等の基準に関すること)

TEL:03-5253-8111(代表)(内線:42522)

街頭検査等の具体的な実施計画については、各地方運輸局等にお問い合わせください。